資料２

本県におけるウクライナ避難民への支援の動きについて

１　本県におけるウクライナ人在留状況

令和３年６月末において３名在住（法務省「在留外国人統計」）

※うち１名については南部町在住であることを確認。

２　県内自治体における支援の動き

（１）南部町

当初は南部町在住のウクライナ人の家族や知人の受入を想定していたが、現在は在住ウクライナ人の家族や知人以外でも１０人程度であれば受け入れを行う旨、出入国在留管理庁に対して登録済み。南部町までの交通費、宿泊施設・住居の提供、日常生活のほか語学や就労・就学などの支援を予定している。

（２）三沢市

避難民の相談窓口の設置、住居や生活物資の提供、仕事の紹介など、関係部局において支援内容を検討中。

３　県の支援体制

（１）本県における支援について

ウクライナ避難民の受入及び支援については、受入市町村と密に連携しながら、県として避難民を支援する具体的方策を検討し、本県への避難を希望する避難民に対する支援に積極的に取り組むこととする。

（２）各部局の役割分担

①企画調整課

・国及び市町村など関係機関からの照会・相談等に関する総合窓口

・全国知事会等を通じた避難民の受入及び支援に関する情報収集

・庁内関係部局との連絡調整

②関係部局

・個別の支援内容についての窓口

・支援内容に係る情報収集、検討及び実施

（３）今後の進め方

①関係部局と支援内容について調整の上、支援を表明した２市町のほか、県内市町村へ情報共有を行う。

②本県への避難を希望する避難民が生じた場合は、出入国在留管理庁及び受入市町村と連携の上、当該避難民への支援を実施する。